

# いじめ防止基本方針

## <いじめの定義>

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。加えて、どの学校でも起こり得るものである。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に迅速に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。本委員会は、小委員会と全体会で組織し、小委員会は、総務、学年主任、生活指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。全体会は、全職員参加の下で実施する。

### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

#### ア 「住吉小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・生活アンケートを行い、学校におけるいじめに関する状況把握を行い、適切な対応について検討し、共通理解のもとで指導にあたるようにする。
- ・学校評価アンケートを行い、児童の思いやりの心の育成状況について検証を行い、改善策を検討する。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、「住吉っ子」（学校だより）やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果等を発信する。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合もその後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進して感性を養い、命の大切さを実感させ、命を大切にする心や相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 生活アンケート（各学期1回：年3回）や教育相談を実施したり、普段の児童の行動や表情の変化に留意して児童に接したりして、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ スクールカウンセラーの活用やいじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ PTA役員に「いじめ防止モニター」を委嘱し、いじめ防止連絡会議等を通して情報の収集に努める。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や子ども相談センター、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、被害児童・加害児童を日常的に注意深く観察し、再発防止に努める。

### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

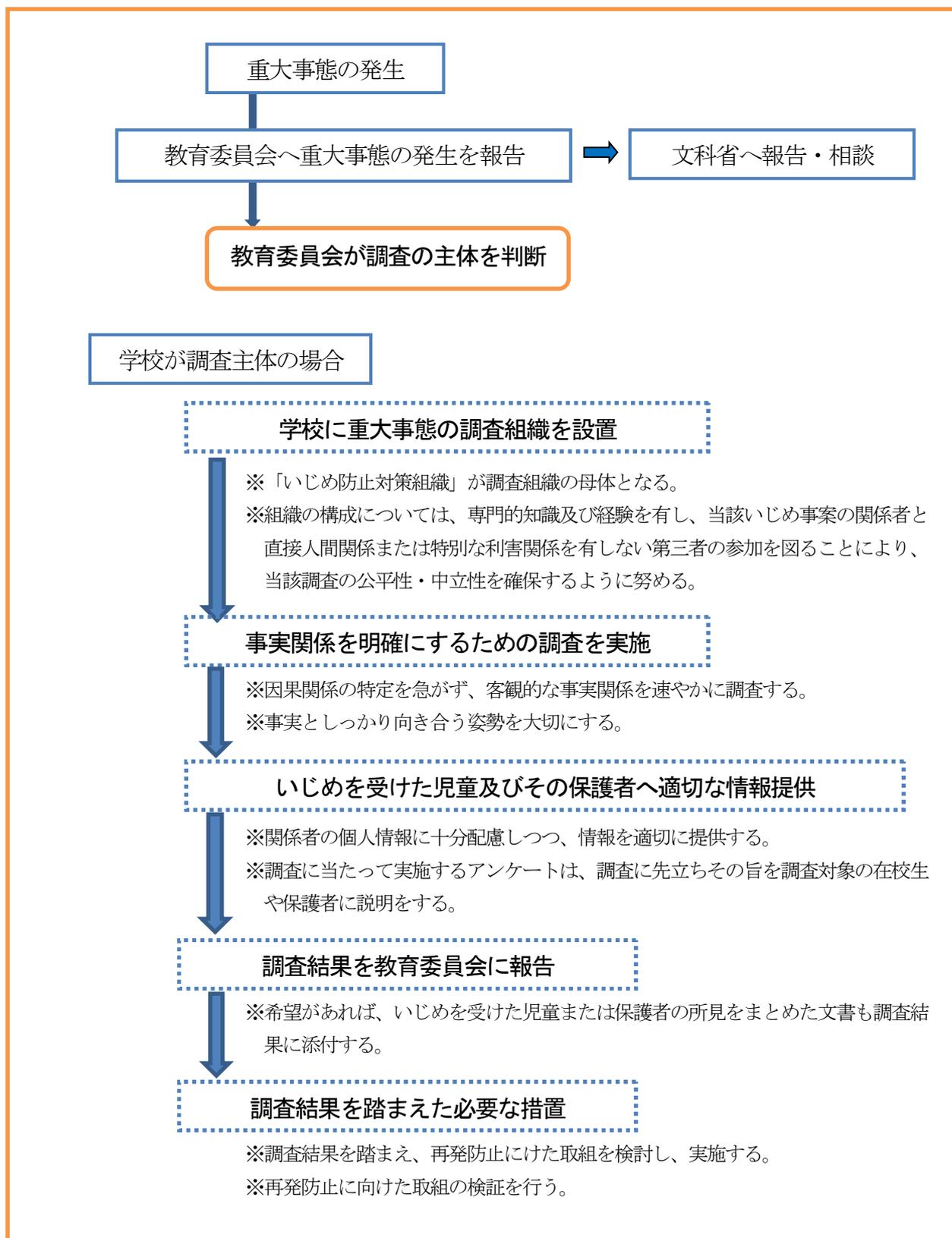
### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、教職員による評価（各学期1回）を行い、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) 児童、保護者、教職員への学校アンケートを年1回実施し、いじめに関する取組の検証を行う。

### 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「住吉小学校いじめ基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

	「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○全教職員による児童の事態把握及び情報交換	○スクールカウンセリングについての児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ防止基本方針」の掲載 ○いじめ防止モニター依頼 ○授業参観
5月		○全教職員による情報交換	○保健指導（心と体の成長）		○学校運営協議会委員への授業公開 ○運動会
6月		○全教職員による情報交換	○みどりの学校（5年） ○道徳（規範意識）	○生活アンケート ○個人面談	
7月	C ↓ A ↓ P ↓ D	○全教職員による取組への評価→検証	○情報モラル指導（ネットモラル）		○個別懇談会 ○いじめ防止モニター連絡会議
8月		○現職研修			
9月				○身体測定	
10月	A ↓ P ↓ D	○現職研修	○修学旅行（6年）		○いじめ防止モニター連絡会議
11月			○観劇会	○生活アンケート ○個人面談	○学習発表会（授業参観） ○学校運営協議会委員への授業公開
12月		○全教職員による取組への評価→検証	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○福祉実践教室		○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月	C ↓ A ↓ P ↓ へ	○自己評価（学校アンケート）→検証	○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	
2月			○長縄集会	○生活アンケート ○個人面談	
3月		○学校関係者評価の検証 ○本年度の反省と「基本方針」の見直し	○さようなら集会 ○同窓会入会式 ○卒業式		○学校運営協議会委員への学校行事公開 ○学校関係者評価の実施
通年		○全教職員による情報交換 ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○連絡帳の活用	○PTA 登校見守り運動 ○いじめ防止モニター

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。